



2022年7月29日

各 位

会社名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、本日、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づく臨時株主総会の招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（令和4年7月28日付臨時株主総会招集請求書）（以下「本書面」といいます。）を受領しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

アダージキャピタル有限責任事業組合（以下「アダージキャピタル」といいます。）
※総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。

2. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的である事項

議案① 買収防衛策（本対応方針）廃止の件

議案② 競良一氏、松山元氏及び前田康智氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件

議案③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

議案④ 監査等委員である取締役1名選任の件

※ ただし、議案①について付議することが認められない場合には、議案①を株主総会の目的である事項から外す。

(2) 招集の理由

本書面を原文のまま別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

3. 本請求に対する当社の見解について

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

なお、当社が2022年7月28日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分に係る許可抗告の棄却決定及び新株予約権の無償割当ての実行の中止等に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社が2022年5月18日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）については、最高裁判所が2022年7月28日付で当社の抗告を棄却する旨の決定を行ったことを受け、同日、実行の中止を決定いたしました。もっとも、最高裁判所の上記決定に至るまでの一連の裁判手続きにおいて、大阪地方裁判所及び大阪高等裁判所は、一貫して、本件新株予約権の無償割当てには、株主の共同の利益を維持するという観点から実施する必要性があると認めることができる一方、本件対応方針（2022年4月8日の当社取締役会において導入を決議した買収防衛策を意味します。）及び本件対抗措置（本新株予約権の無償割当てを意味します。）においては、それにより債権者（アダージキャピタル）らに生じる不利益の回避を意図した設計がされているとしても、本件における具体的な事情や当社による運用などを踏まえれば、株主の利益を維持す

るための手段として相当性を欠くとして、いわゆる買収防衛策の相当性を否定しておりました。また、アダージキャピタルは、本件新株予約権の無償割当ての仮差止に係る保全異議事件における答弁書において、誓約書提出の日から6か月間、本件対応方針に定義される大規模買付行為等を行わないことを誓約しておりました。

当社といたしましては、上記の裁判所の判断内容と、アダージキャピタルによる誓約の内容も踏まえ、株主の共同の利益の観点から、アダージキャピタルに対し、必要な情報の提供等を求めていく予定です。その他、今後の方針について開示すべき事項が生じましたら、適宜、適切に開示して参ります。

以上

(別紙)

1. 株主総会の目的である事項

【決議事項】

議案① 買収防衛策（本対応方針）廃止の件

議案② 競良一氏、松山元氏及び前田康智氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件

議案③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

議案④ 監査等委員である取締役1名選任の件

※ただし、議案①について付議することが認められない場合には、株主総会の目的である事項から外します。

2. 招集の理由

司法の確定判断により、「専ら現経営陣又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持する目的による「著しく不公正な方法」によるものであると断じられて差し止められた買収防衛策を廃止し、そのような買収防衛策を強行して大株主との対話を拒み続けて混乱を招いた競良一社長以下経営を担当する取締役3名（以下「現経営陣」という場合があります。）を引責退任させ、新たな取締役会・経営陣の下で、当社のコーポレート・ガバナンスを正常化するべく、当組合が、株主総会において、上記株主総会の目的である事項につき以下の提案を提出するため。

なお、取締役による招集（会社招集）となる場合には、以下を招集通知に記載又は記録することを併せて請求する。なお、以下では、当組合のことを「提案株主」という。

また、会社法316条2項に基づいて調査者を選任することにより、違法な買収防衛策に関与した現経営陣及び独立委員を務めた監査等委員の法的責任の有無を明らかにすることも予定しております。

【議案の要領・提案の理由】

議案① 買収防衛策（本対応方針）廃止の件

当社の取締役会が令和4年4月8日に導入することを決議した、提案株主らを標的とした有事導入型買収防衛策としての対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を廃止することをお諮りするものです。

すなわち、当社の取締役会は、同年5月18日、本対応方針に基づく買収防衛策の発動として、新株予約権無償割当て以下「本件新株予約権無償割当て」といいます。）を決議しました。しかしながら、大阪地方裁判所は、本件新株予約権無償割当ては「専ら現経営陣又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持する目的によるものといえ、かかる措置を導入することを正当化する特段の事情も認められない。したがって、...著しく不公正な方法によるものといえる」と断じ、これを差し止めました。また、大阪高等裁判所も、当社現経営陣による運営を理由に、令和4年6月開催の当社定時株主総会において「本件新株予約権無償割当てに係る議案が賛成多数（賛成54.46%、反対45.52%のかなりの僅差）で可決されたことをもって、株主らが真に抗告人（注：当社のこと。）の現経営陣を支持する意思で賛成票を投じたといえるかはお疑問の残るところであり、同総会における決議結果があることをもってただちに本件対抗措置（注：当社の現経営陣が発動した買収防衛策のこと。）に相当性があるということとはできない」と断じ、当社現経営陣による不服申立てを棄却しました。そして、最高裁判所も、令和4年7月28日、当社現経営陣による不服申立てを棄却し、本件新株予約権無償割当てを差し止めるという司法判断が確定しました。

そもそも、上場会社においては、買収の可能性が潜在的に存在するからこそ、現経営陣（取締役）は効率的な経営をして株価を高めるように動機づけられ、日頃から緊張感をもって職務に取り組む結果、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると考えられます。そこで、一般的に、買収防衛策は、企業価値を確保・向上させる目的をもって行われなければならないが、一方で、現経営陣の保身目的で濫用されるおそれがあることが指摘されています。当社現経営陣が導入した買収防衛策（本対応方針）は、まさに、司法判断により、現経営陣の保身目的による濫用であると断じられたものです。そこで、当社のコーポレート・ガバナンスを正常化するためには、一刻も早く本対応方針は

廃止されるべきであるため、本議案をお諮りするものであります

議案② 競良一氏、松山元氏及び前田康智氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件

このように裁判所から自己保身目的による濫用であると断じられた買収防衛策を強行し、混乱を招いた現経営陣である競良一、松山元及び前田康智の3氏は、いずれも経営を担当する取締役として不適任でありますので、この3氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任することをお諮りするものであります。なお、松山元氏及び前田康智氏については業務執行の継続性という観点から、当人らの承諾が得られれば、引き続き執行役員として、経営から分離された執行を担当していただくことを予定しております。

※議案①が付議されない場合は、上記の前に、以下を記載してください

「当社の取締役会は、令和4年4月8日、提案株主らを標的とした有事導入型買収防衛策としての対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議し、同年5月18日、本対応方針に基づく買収防衛策の発動として、新株予約権無償割当て（以下「本件新株予約権無償割当て」といいます。）を決議しました。

しかしながら、大阪地方裁判所は、本件新株予約権無償割当ては「専ら現経営陣又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持する目的によるものといえ、かかる措置を導入することを正当化する特段の事情も認められない。したがって、...著しく不公正な方法によるものといえる」と断じ、これを差し止めました。また、大阪高等裁判所も、当社現経営陣による不公正な総会運営を理由に、令和4年6月開催の当社定時株主総会において「本件新株予約権無償割当てに係る議案が賛成多数（賛成54.46%、反対45.52%のかかなりの僅差）で可決されたことをもって、株主らが真に抗告人（注：当社のこと。）の現経営陣を支持する意思で賛成票を投じたといえるかはなお疑問の残るところであり、同総会における決議結果があることをもって直ちに本件對抗措置（注：当社の現経営陣が発動した買収防衛策のこと。）に相当性があるということとはできない」と断じ、当社現経営陣による不服申立てを棄却しました。そして、最高裁判所も、令和4年7月28日、当社現経営陣による不服申立てを棄却し、本件新株予約権無償割当てを差し止めるという司法判断が確定しました。

そもそも、上場会社においては、買収の可能性が潜在的に存在するからこそ、現経営陣（取締役）は効率的な経営をして株価を高めるように動機づけられ、日頃から緊張感をもって職務に取り組む結果、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると考えられます。そこで、一般的に、買収防衛策は、企業価値を確保・向上させる目的をもって行われなければならないが、一方で、現経営陣の保身目的で濫用されるおそれがあることが指摘されています。当社現経営陣が導入した買収防衛策（本対応方針）は、まさに、司法判断により、現経営陣の保身目的による濫用であると断じられたものです。」

議案③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社の取締役会を刷新し、新たな経営体制の下で当社の経営成績の向上による発展を目指すため、各取締役の経験・知見・属性の多様性（ダイバーシティ）を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスを再構築するという観点から、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。また、当該候補者は、全員、本対応方針の廃止に賛成しております。

(1) 濱本翔太（はまもと しょうた）（1982年3月29日生）（新任）

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2004年3月 東京理科大学経営学部経営学科卒業

2004年11月 株式会社白石入社

2017年8月 株式会社エコリーフ代表取締役（現任）

2018年8月 株式会社HAMAX代表取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社エコリーフ代表取締役

株式会社HAMAX 代表取締役

【候補者とした理由など】

濱本翔太氏は、樹脂成型・製造コンサルティング事業を営む会社の代表取締役を務めるなど、AI・IOTやSDGsに対する理解や経験を備えていることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります

(2) 青木邦博 (あおき くにひろ) (1948年2月24日生) (新任)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1971年3月 同志社大学経済学部卒業
1971年4月 大日本インキ化学工業入社
1996年 台湾佳龍加工廠に総経理として出向
2001年 大日本インキ化学工業大阪支店営業部長として帰任
2003年 DIC 上海に出向
2004年 中山DIC 色料有限公司に董事長として出向

(重要な兼職の状況)

なし

【候補者とした理由など】

青木邦博氏は、日本有数のメーカーでの勤務経験に加えて中国企業の董事長を務めるなど、製造業をグローバル展開することに対する理解や長年の経験を備えていることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(3) 吉永久三 (よしなが ひさみつ) (1951年11月15日生) (新任・社外取締役候補)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1970年4月 警視庁入庁
警視庁組織犯罪対策第三課
警視庁武蔵野署警部
2012年4月 株式会社東京証券取引所グループ
2017年7月 株式会社アクロディア (現 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社) コンプライアンス担当顧問
2017年9月 同社社外監査役

(重要な兼職の状況)

なし

【候補者とした理由など】

吉永久三氏は、警視庁や株式会社東京証券取引所グループにおける勤務経験や上場会社におけるコンプライアンス担当顧問及び社外役員を務めるなど、上場会社のコンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えていることから、当社の非業務執行取締役・社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(4) 加藤正憲 (かとう まさのり) (1971年2月15日生) (新任・社外取締役候補)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1995年10月 太田昭和監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所
2003年2月 株式会社KPMG FAS 入社
2012年10月 加藤公認会計士事務所設立・同事務所代表 (現任)
2014年10月 エムケーアソシエイツ合同会社代表社員 (現任)
2019年6月 株式会社廣濟堂 (現株式会社広濟堂ホールディングス) 社外監査役 (現任)
2020年6月 株式会社ナカヨ社外取締役監査等委員 (現任)

(重要な兼職の状況)

加藤公認会計士事務所代表、株式会社ナカヨ社外取締役監査等委員、株式会社広済堂ホールディングス社外監査役、エムケーアソシエーツ合同会社代表社員

【候補者とした理由など】

加藤正憲氏は、公認会計士として企業会計に関する豊富な専門的知見を有し、かつ、上場会社における社外役員を務めるなど上場会社の経営モニタリングに対する理解と長年の経験を備えていることから、当社の非業務執行取締役・社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

議案④ 監査等委員である取締役1名選任の件

当社において裁判所が現経営陣の自己保身目的による濫用であると断じた買収防衛策を許した一因には、監査等委員会の機能不全も挙げられます。すなわち、裁判所は、監査等委員である大林良寛、中村健三及び奥澤望の3氏が委員を務めた独立委員会が有効に機能していなかったことを指摘していますので、その責任は免れないところです。そこで、当社の監査等委員会を強化してコーポレート・ガバナンスを再構築するという観点から、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。また、当該候補者は、本対応方針の廃止に賛成しております。

(1) 渡邊雅之（わたなべ まさゆき）（1970年5月2日生）（新任・社外取締役候補）

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1995年3月 東京大学法学部卒業
1998年4月 総理府（官房総務課）入府
2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2001年10月 アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
2007年5月 Columbia Law School（LL.M.）修了
2009年8月 弁護士法人三宅法律事務所入所
2011年5月 同パートナー（現任）
2014年6月 株式会社主将フードサービス社外取締役
2016年6月 日特建設株式会社社外取締役（現任）
2017年4月 政府・特定複合観光施設区域整備推進会議委員（現任）
2020年6月 株式会社広済堂（現株式会社広済堂ホールディングス）社外取締役（現任）
2021年6月 株式会社代々木アニメーション学院社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士法人三宅法律事務所パートナー、政府・特定複合観光施設区域整備推進会議委員、日特建設株式会社社外取締役、株式会社広済堂ホールディングス社外取締役、株式会社代々木アニメーション学院社外取締役

【候補者とした理由など】

渡邊雅之氏は、弁護士として法律実務に関する豊富な専門的知見を有し、かつ、上場会社における社外役員を務めるなど上場会社の経営モニタリング・コンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えているといえることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。

以上